

輸入食品に対する検査命令の実施について(台湾産ウーロン茶)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
台湾産ウーロン茶 (簡易な加工に限る。)	プロモプロピレート*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、台湾産ウーロン茶から残留基準値を超えてプロモプロピレートを検出したため検査命令を実施するもの。

\* 殺虫剤

<参考1>台湾産ウーロン茶違反事例

1. 品名:ウーロン茶

輸入者:株式会社アプリス

届出数量及び重量:7カートン、252kg

製造者:TEH HONG TEA CO., LTD.

検査結果:プロモプロピレート 0.3ppm (基準値:0.1ppm)

届出先:福岡検疫所門司検疫所支所

違反確定日:平成18年9月11日

措置状況:全量廃棄済み

2. 品名:ウーロン茶

輸入者:山一貿易株式会社

届出数量及び重量:127カートン、3,810kg

製造者:SHA KENG TEA MANUFACTORY

検査結果:プロモプロピレート 0.2ppm(基準値:0.1ppm)

届出先:名古屋検疫所清水検疫所支所

違反確定日:平成18年10月3日

措置状況:調査中

<参考2>

台湾産ウーロン茶輸入実績

平成18年1月1日~10月6日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
半発酵茶	404	494, 242	17	2

違反件数はプロモプロピレートに係るもの。